

航空自衛隊仕様書				
仕様書の 種 類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	フォークリフト運転技能 講習部外委託講習		入基 L P S - X - 1 0 8 9 7 - 2	
			承 認	令和 6 年 1 月 1 1 日
			作 成	令和 6 年 1 月 1 1 日
			改 正	令和 6 年 9 月 2 6 日
				令和 7 年 9 月 2 5 日
			要求部隊名	中部航空警戒管制団司令部技能訓練所

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊入間基地において実施するフォークリフト運転技能講習外委託講習について規定する。

1.2 略語は以下のとおり

1.2.1 検査官等

検査官及び監督官をいう。

1.2.2 受講者

フォークリフト運転技能講習を受講する自衛官をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- 入間基地警備規則（平成 29 年入間基地達第 8 号）
- 入間基地交通規則（平成 31 年入間基地達第 1 号）
- フォークリフト運転技能講習規程（昭和 47 年労働省告示第 111 号）（以下告示という）

2 役務に対する要求

2.1 役務の内容

2.1.1 講習の目的

受講者に対して、告示に定める講習科目（学科及び実技講習）を履修させて、同告示の修了試験に合格し得る知識及び技能を修得させる。

2.1.2 講習実施概要

調達要領指定書のとおりとする。

2.1.3 講習実施要領

- 契約相手方は、フォークリフト運転技能講習規程に基づく講習を実施する。
- 契約相手方は、地面に印を設ける場合は容易に消せる物を使用しなければならない。
- 契約相手方は、受講者が使用する機材一式及び技能講習テキスト（以下、テキスト等という。）を準備しなければならない。

2.1.4 実施事項

監督官と次の事項について調整する。

- 講習用のフォークリフトの搬出入及び、コースの設置に関する事項
- テキスト等を郵送等する際は、その到着日等に関する事項

件 名	フォークリフト運転技能講習部外委託講習
2.2 講師の資格及び受講者の定数	講師の資格及び受講者の定数については、告示に基づく。
3 提出書類	
3.1 実施計画書	契約相手方は、役務の実施に先立ち、講習に関する実施計画書（様式任意）監督官が示す期限までに次の事項により作成し、提出しなければならない。
3.1.1 実施計画書に記載する内容	
a) 講習の項目	
b) 講習の日程及び時間	
c) 講習内容（資料等も含む。）	
d) 講師に関する事項	
1) 氏名	
2) 所属	
3) 講師としての資格	
3.2 実施計画変更書	契約相手方は、実施計画書の内容等に変更が生じた場合、速やかに実施計画変更書（様式任意）を作成し、監督官に提出する。
3.3 講師及び関係者の基地入門に係る情報	
3.3.1 講師等の入間基地隊門の入門に必要な情報について、監督官が示す日時までに次の事項について通知するものとし、細部は監督官と調整するものとする。	
a) 氏名	
b) 和暦生年月日（歳）	
c) 住所	
d) 携帯電話番号	
e) 入門日	
f) 利用隊門（正門又は稲荷山門）	
g) 車両ナンバー（車両で入門する場合のみ）	
3.4 防衛省退職者の情報	入門に関して、過去に防衛省職員として勤務経験がある場合（いわゆる防衛省OB）は、監督官の示す日時までに監督官に対して、3.3 講師等の基地入門に係る情報とともに、次の事項を通知しなければならない。
a) 防衛省退職時の所属及び役職	
b) 防衛省退職時の階級（特別昇任も含む。）	
4 検査官及び監督官の業務	検査官等は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。
5 管理事項	
5.1 基地内共通事項	契約相手方は、基地内において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は、検査官等の指示に従わなければならない。

件 名	フォークリフト運転技能講習部外委託講習
-----	---------------------

5.1.1 電力及び水道水

契約相手方は、役務履行の現場において基地の電力及び水道水を使用する必要がある場合は、官側のものを使用することができる。ただし、使用に際して事前に監督官と調整しなければならない。

5.1.2 基地及び基地内の施設等への立ち入り

- a) 契約相手方は、基地及び基地内の施設等への立ち入りに関し、入間基地警備規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令等の許可を受けなければならない。
- b) 契約相手方は、基地内において役務履行に必要な場所以外は立ち入らないものとし細部は監督官の指示に従わなければならない。
- c) 基地内車両等の運行
基地内における車両の運行は、入間基地交通規則に従うものとし、また基地司令の実施する交通規制に従わなければならない。

5.1.3 情報

契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。

5.1.4 写真撮影

契約相手方は、基地内において写真撮影をする場合は、契約役務に必要な内容のみとし、検査官等の許可を得なければならない。

5.1.5 パソコン等の使用

契約相手方は、役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用する。必要書類の提出後、当該データを消去し、データを保持しない。

5.2 支援及び個人情報の取り扱い

5.2.1 官側における支援

契約相手方は、本講習の実施にあたり、官側の支援を必要とする場合は、検査官等と協議の上、官側の支援を受けることが可能である。

5.3 問い合わせ

調達要領指定書のとおりとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	中警司技－7
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 月 日
	作 成 部 課	中部航空警戒管制団 司令部技能訓練所
	作 成 年 月 日	令和 8 年 8 月 2 5 日
品 名 又 は 件 名	フォークリフト運転技能講習部外委託講習	
仕 様 書 番 号	入基LPS－X－10897－2	
2.1.2 講習実施概要 a) 履行期間：契約締結日～令和8年12月3日（木） b) 講習期間：1回目 令和8年11月12日（木）～同年11月19日（木） 2回目 令和8年11月26日（木）～同年12月3日（木） c) 講義総日数：各回5日間（土曜日，日曜日及び祝日を除く。） d) 予備日：1回目及び2回目の講習日の最終日とし，やむを得ず講義の実施が不可能になった場合，講習日として使用する。 e) 講習時間：08：15～17：00（内，1時間は昼食休憩時間）基準 f) 講習総時間：各回31時間 g) 実施場所：入間基地内施設とし，細部は図1及び図2のとおり。 h) 受講人数：各回，計30人を基準 i) 実施方法：フォークリフト運転技能講習規程による。 5.3 問い合わせ この仕様書についての問い合わせ及び監督官との調整先は，中警団司令部技能訓練所（04－2953－6131（内線2394））とする。		

実施場所（技能訓練所庁舎平面図）

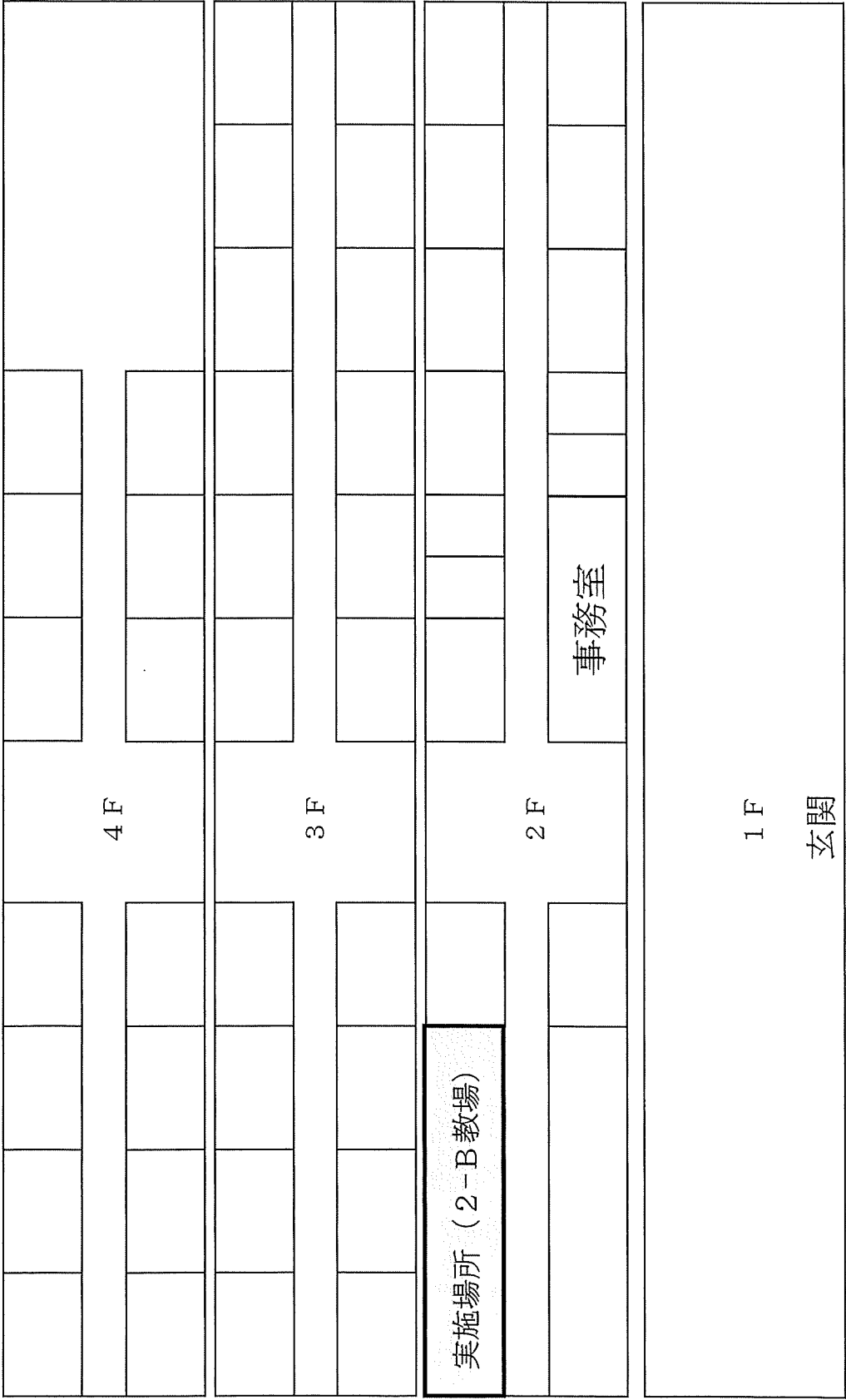
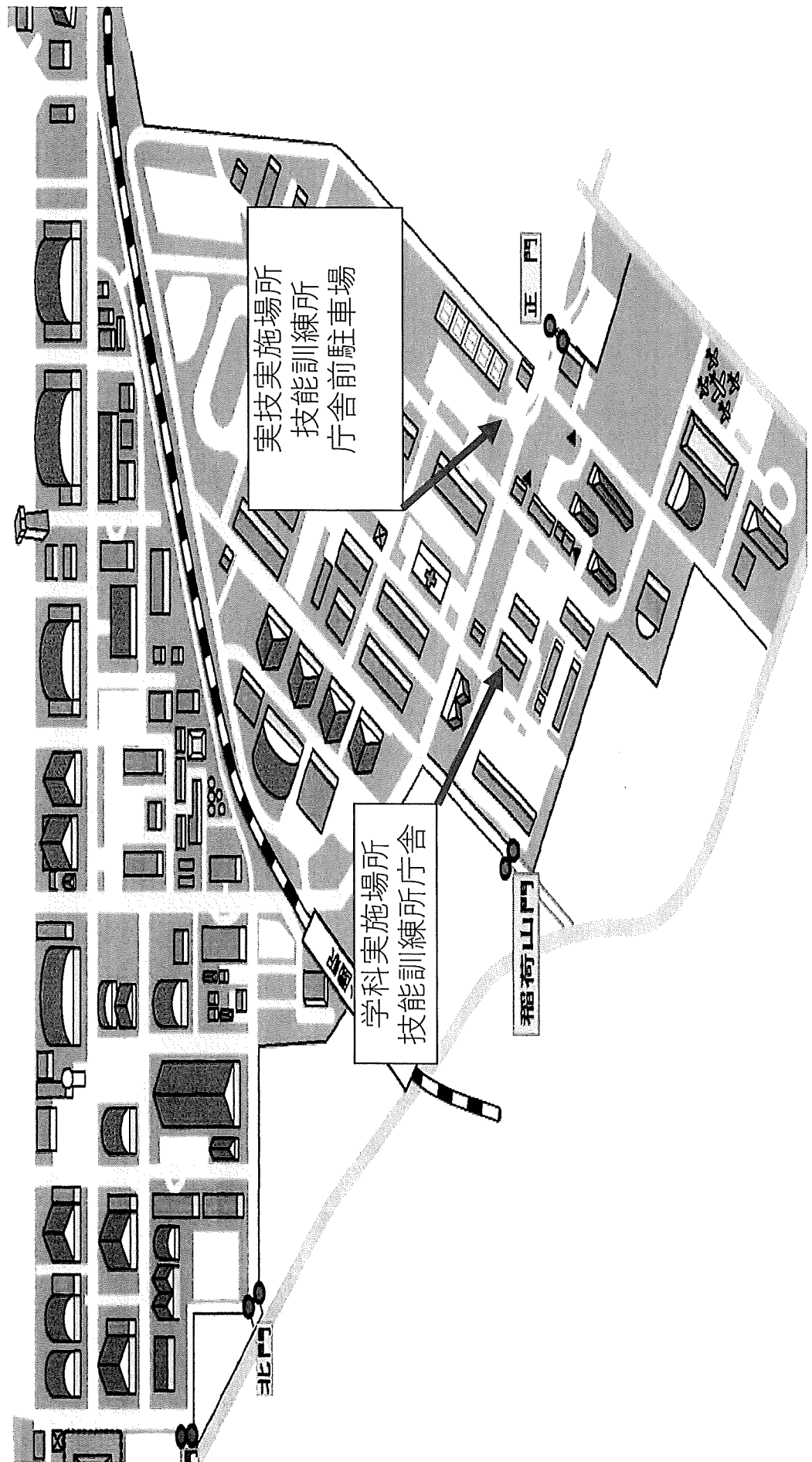


図 1

実施場所（入間基地地図）



航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号		
品 名 又は 件 名	部外委託訓練（玉掛け技能講習）	入基L P S - X - 1 1 3 5 7		
		承 認	令和	7年 12月 18日
		作 成	令和	7年 12月 18日
		改 正	令和	年 月 日
			令和	年 月 日
		要求部隊等名	中部航空警戒管制団司令部技能訓練所	

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は 航空自衛隊入間基地 所在部隊が差し出す隊員（以下、被訓練者という。）に対し玉掛け技能講習修了証を取得させるための教習について（以下、役務という。）規定する。

2 履行場所

調達要領指定書のとおり。

3 役務に関する要求

調達要領指定書のとおり。

4 安全

安全については、特に留意し、その措置を最大限に講ずるものとし、役務に係わる責任は、契約相手方が負うものとする。

5 条件

調達要領指定書のとおり。

6 その他の事項

この仕様書に記載されていない事項で、関連法令上、当然実施しなければならない事項については契約の相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	中警司技一 8
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 月 日
	作 成 部 課	中部航空警戒管制団 司令部技能訓練所
	作 成 年 月 日	令和 8 年 8 月 2 5 日
品 名 又 は 件 名	部外委託訓練（玉掛け技能講習）	
仕 様 書 番 号	入基LP S-X-11357	
指定事項 2 履行場所 入間基地内施設とし、細部は図1及び図2のとおり。 2.1 履行期間 契約締結日～令和9年1月22日（金） 3 役務に関する要求 契約の相手方は、関係法令に定める講習及び検定等を実施し、被訓練者に対し講習修了証の発行を行うものとする。 3.1 講習実施概要 a) 講習期間：令和9年1月19日（火）～同年1月22日（金） b) 講義日数：3日間 c) 予備日：講習日の最終日とし、やむを得ず講義の実施が不可能になった場合、講習日として使用する。 d) 講習時間：08：15～17：00（内、1時間は昼食休憩時間）基準 e) 講習総時間：19時間（3日間） f) 受講人数：計20人を基準 g) 実施方法：玉掛け技能講習規程による。 h) 関連資格：クレーン運転士免許等を保有していない被訓練者に対し行うものとする。 3.2 講習実施要領 a) 契約相手方は、玉掛け技能講習規程に基づく講習を実施する。 b) 契約相手方は、地面に印を設ける場合は容易に消せる物を使用しなければならない。 c) 契約相手方は、被訓練者が使用する車両機材一式及び技能講習テキストを準備しなければならない。 3.2.1 実施事項 監督官と次の事項について調整する。		

a) 講習用のクレーンの搬出入及び、コースの設置に関する事項

b) テキスト等を郵送等する際は、その到着日等に関する事項

5 条件

提出書類

5.1 実施計画書

契約相手方は、役務の実施に先立ち、講習に関する実施計画書（様式任意）監督官が示す期限までに次の事項により作成し、提出しなければならない。

5.1.1 実施計画書に記載する内容

a) 講習の項目

b) 講習の日程及び時間

c) 講習内容（資料等も含む。）

d) 講師に関する事項

1) 氏名

2) 所属

3) 講師としての資格

5.2 実施計画変更書

契約相手方は、実施計画書の内容等に変更が生じた場合、速やかに実施計画変更書（様式任意）を作成し、監督官に提出する。

5.3 講師及び関係者の基地入門に係る情報

5.3.1 講師等の入間基地隊門の入門に必要な情報について、監督官が示す日時までに次の事項について通知するものとし、細部は監督官と調整するものとする。

a) 氏名

b) 和暦生年月日（歳）

c) 住所

d) 携帯電話番号

e) 入門日

f) 利用隊門（正門又は稲荷山門）

g) 車両ナンバー（車両で入門する場合のみ）

5.4 防衛省退職者の情報

入門に関して、過去に防衛省職員として勤務経験がある場合（いわゆる防衛省OB）は、監督官の示す日時までに監督官に対して5.3 講師等の基地入門に係る情報とともに、次の事項を通知しなければならない。

a) 防衛省退職時の所属及び役職

b) 防衛省退職時の階級（特別昇任も含む。）

5.5 検査官及び監督官の業務

検査官等は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

5.6 基地内共通事項

契約相手方は、基地内において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は、検査官等の指示に従わなければならない。

5.6.1 電力及び水道水

契約相手方は、役務履行の現場において基地の電力及び水道水を使用する必要がある場合は、官側のものを使用することができる。ただし、使用に際して事前に監督官と調整しなければならない。

5.6.2 基地及び基地内の施設等への立ち入り

- a) 契約相手方は、基地及び基地内の施設等への立ち入りに関し、入間基地警備規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令等の許可を受けなければならない。
- b) 契約相手方は、基地内において役務履行に必要な場所以外は立ち入らないものとし細部は監督官の指示に従わなければならない。
- c) 基地内車両等の運行
基地内における車両の運行は、入間基地交通規則に従うものとし、また基地司令の実施する交通規制に従わなければならない。

5.6.3 情報

契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。

5.6.4 写真撮影

契約相手方は、基地内において写真撮影をする場合は、契約役務に必要な内容のみとし、検査官等の許可を得なければならない。

5.6.5 パソコン等の使用

契約相手方は、役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用する。必要書類の提出後、当該データを消去し、データを保持しない。

5.7 官側における支援

契約相手方は、本講習の実施にあたり、官側の支援を必要とする場合は、監督官等と協議の上、官側の支援を受けることが可能である。

5.8 問い合わせ

この仕様書についての問い合わせ及び監督官との調整先は、中警団司令部技能訓練所（04-2953-6131（内線2394））とする。調達要領指定書のとおりとする。

実施場所（入間基地地図）



航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	部外委託訓練 (小型移動式クレーン運転技能講習)	入基LPS-X-11295	
		承 認	令和 7年 8月25日
		作 成	令和 7年 8月25日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		要求部隊等名	第2輸送航空隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊入間基地所在部隊が差し出す隊員（以下、被訓練者という。）に対し、小型移動式クレーン運転技能講習修了証を取得させるための教習について（以下、役務という。）適用する。

2 履行場所

調達要領指定書のとおり。

3 役務に関する要求

調達要領指定書のとおり。

4 安全

安全については特に留意し、その措置を最大限に講ずるものとし、役務に係る責任は、契約相手方が負うものとする。

5 条件

調達要領指定書のとおり。

6 その他の事項

この仕様書に記載されていない事項で、関連法令上、当然実施しなければならない事項については、契約の相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	中警司技－9
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 月 日
	作 成 部 課	中部航空警戒管制団 司令部技能訓練所
	作 成 年 月 日	令和 8 年 8 月 2 5 日
品 名 又 は 件 名	部外委託訓練（小型移動式クレーン運転技能講習）	
仕 様 書 番 号	入基LPS－X－11295	
2.1.2 講習実施概要 a) 履行期間：契約締結日～令和8年1月28日（木） b) 講習期間：令和9年1月25日（月）～同年1月28日（木） c) 講義日数：3日間 d) 予備日：講習日の最終日とし、やむを得ず講義の実施が不可能になった場合、講習日として使用する。 e) 講習時間：08：15～17：00（内、1時間は昼食休憩時間）基準 f) 講習総時間：16時間 g) 実施場所：入間基地内施設とし、細部は図1及び図2のとおり。 h) 受講人数：計20人を基準 i) 実施方法：クレーン等運転関係技能講習規程による。 5.3 問い合わせ この仕様書についての問い合わせ及び監督官との調整先は、中警団司令部技能訓練所（04－2953－6131（内線2394））とする。		

実施場所（入間基地地図）

